

茨城県知事選挙

投票日：9月7日（日）

投票時間：7：00～18：00

▶投票できる方

- 投票できる方は、次の2つの条件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。
- ①平成19年9月8日までに生まれた方
 - ②令和7年5月20日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方
- ※1 令和7年5月21日以降に県内の他市町村から利根町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ※2 令和7年5月21日以降に利根町から県内の他市町村に転出された方は、利根町の選挙人名簿に登録されていれば利根町で投票することができます。投票する際、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。この証明書は、県内各市町村の住民票担当課において無料で発行されます。なお、県外へ転出された方は投票できません。

▶投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記（家族7人以上は2通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

▶期日前投票

☐ 期

間：8月22日（金）～9月6日（土）

☐ 時

間：8：30～20：00

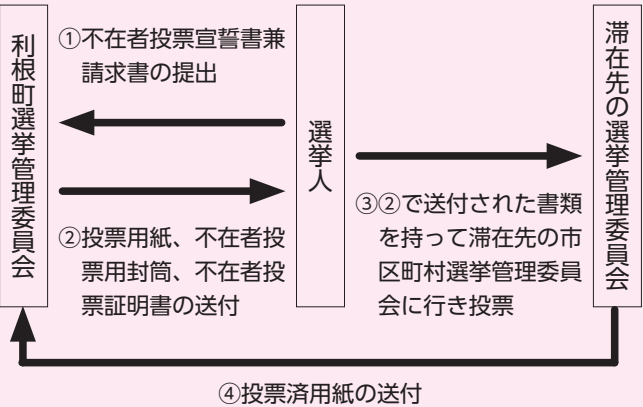
☐ 場

所：利根町役場1階多目的ホール

▶不在者投票

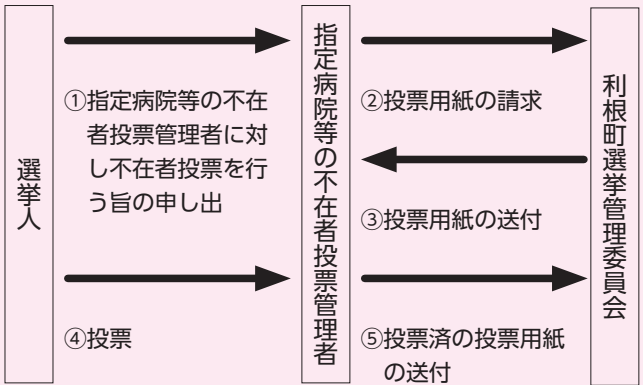
仕事や旅行などの長期の不在などで投票日に投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

●滞在先での不在者投票の手続き



- ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
- ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

●指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



▶郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている方で、その障がいの区分が下の表に該当する場合には、郵便により自宅で投票することができます。郵便投票をする際には、「郵便投票証明書」が必要になりますので、お早めに選挙管理委員会に申し出て交付を受けてください。

障がい名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1級・2級	特別項症・第1項症・第2項症
移動機能の障害	1級・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
肝臓	1級・2級・3級	特別項症・第1項症・第2項症・第3項症
免疫の障害	1級・2級・3級	—

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

※郵便などによる不在者投票の対象者で、かつ下記の表に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

障がい名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢、視覚	1級	特別項症から第2項症まで

▶選挙公報

選挙公報は、9月5日（金）までに新聞折り込みで配布するほか、利根町役場、利根町図書館、利根町文化センター、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センター、利根町健康増進等複合施設に設置します。また、町公式ホームページからもご覧いただけます。

新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

▶開票

投票日当日の20：00から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

▶投・開票速報

投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

▶問い合わせ

利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線316）

大事な投票、忘れずに！

